

堤根処理センター整備事業の環境影響評価の手續に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、堤根処理センター整備事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）

2 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和6年5月7日（火）

4 条例見解書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和6年5月7日（火）から5月21日（火）まで。土曜、日曜日は除く。

ただし、幸区役所では、第2土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

（2）縦覧場所及び時間

川崎市：川崎区役所（3階）・田島支所（1階）・幸区役所（1階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

午前8時30分～午後5時。（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

横浜市：横浜市みどり環境局環境影響評価課・鶴見区役所

午前8時45分～午後5時。（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（5月7日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



5 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出期限

令和6年5月21日（火）（郵送の場合は5月21日消印有効）

6 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：川崎市 環境局 施設部 施設建設課

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-2554

ファクス：044-200-3923

7 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年5月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（以下、「条例」と表記。）第22条第2項に基づき**堤根処理センター整備事業に係る条例見解書の写しの縦覧**を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	名称	堤根処理センター整備事業
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）
	実施区域	川崎市川崎区堤根52番及び川崎市幸区柳町74番3
	目的	堤根処理センターの老朽化に伴う施設の整備
	内容	敷地面積：約26,000 m ² （準工業地域） 建築面積：約9,240 m ² 処理能力：ごみ焼却処理施設（500 t /24h）
	施行期間	令和7年10月～令和17年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年5月7日（火）～令和6年5月21日（火） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市：川崎区役所（3階）・田島支所（1階）・幸区役所（1階）・環境局環境評価課（市役所第20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土・日曜日は除く。ただし幸区役所では第2土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 横浜市：横浜すみどり環境局環境影響評価課・鶴見区役所 午前8時45分～午後5時（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）。 土・日曜日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、 6月29日（土） 日中の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。 詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから見解書の閲覧、公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。 検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質の影響範囲とし、影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

- ・排ガスの排出による大気質の最大付加濃度が出現する距離（半径約 900m）の2倍となる約 1.8k の範囲を含む丁目

市名	区名	関係町丁目
川崎市	川崎区	小田栄1丁目、小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、駅前本町、砂子1丁目、砂子2丁目、本町1丁目、本町2丁目、堀之内町、宮本町、東田町、日進町、小川町、南町、堤根、下並木、池田1丁目、池田2丁目、京町1丁目、京町2丁目、京町3丁目、渡田山王町、元木1丁目、元木2丁目、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田東町、宮前町、新川通、境町、貝塚1丁目、貝塚2丁目、榎町、富士見1丁目、富士見2丁目
	幸区	戸手本町1丁目、戸手本町2丁目、紺屋町、遠藤町、戸手4丁目、河原町、中幸町1丁目、中幸町2丁目、中幸町3丁目、中幸町4丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、堀川町、柳町、大宮町、南幸町1丁目、南幸町2丁目、南幸町3丁目、神明町1丁目、神明町2丁目、都町、塚越4丁目
横浜市	鶴見区	佃野町、上末吉1丁目、上末吉2丁目、上末吉3丁目、下末吉1丁目、下末吉2丁目、下末吉3丁目、下末吉4丁目、下末吉5丁目、下末吉6丁目、江ヶ崎町、矢向1丁目、矢向2丁目、矢向3丁目、矢向4丁目、矢向5丁目、矢向6丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、市場富士見町、尻手1丁目、尻手2丁目、尻手3丁目、菅沢町、栄町通2丁目、栄町通3丁目、栄町通4丁目、平安町1丁目、平安町2丁目、元宮1丁目、元宮2丁目、鶴見中央2丁目、鶴見中央3丁目

